

案件形成調査に関する環境社会配慮の手続き(修正案)

2007年6月27日

日本貿易振興機構(ジェトロ)

本手続きの対象とする案件形成調査

年月時点における、経済産業省から受託の地球環境・プラント活性化事業等調査、開発途上国民活事業環境整備支援事業実現可能性調査および石油資源開発等支援調査事業とする。

環境社会配慮の手続き

ジェトロ案件形成調査はあくまで案件発掘、形成のための初期段階の調査である。すなわち本調査では、原則として他のスキームを用いた次の段階の調査が実施され、その過程で環境社会配慮を含めた案件実施に向けた諸要件が満たされることを予定している。したがって、本調査において求められる環境社会配慮は、次の段階の調査で必須となると考えられる環境社会配慮調査項目の洗い出しを行い、その結果を報告書に明確に記述することである。案件形成調査に関するジェトロ環境社会配慮ガイドラインの目的は、対外的な透明性を保ちつつ、調査における環境社会配慮の実施およびジェトロによるその確認を適切に確保することである。本ガイドラインでは、そのための具体的な手続きと作業に用いる様式および参考資料を以下の通り定めるものとする。

1. 提案案件の審査・採択段階(案件の環境社会影響に関する検討)

- イ. 案件形成調査の提案者(提案企業)は、提案時に所定のスクリーニング様式を用い、当該案件が最終的に実施された場合の環境社会影響を検討し、その検討結果を他の提案書類と共にジェトロ担当部に提出する。「申請書(個別提案票)における環境社会配慮に関する項目についての記述要領」に関しては本ガイドライン別紙1を参照。
 - ロ. 担当部は提出されたスクリーニング様式の記入内容をチェックし、環境社会影響に関する検討結果が適正か審査する。審査に当たっては執務参考資料「アジア諸国の環境アセスメント対象事業(仮)」を参考とし、必要に応じ海外事務所の助力も得る。
 - ハ. 上記検討結果を総務部環境審査担当(以下、環境審査担当)に提出し、同担当による審査を受ける。
- 二. 採択候補案件については、外部有識者による審査/専門委員会でも、検討結果の適否を審査する。
- ホ. 採択案件の公示に際し、当該案件が最終的に実施された場合の環境社会影響に関する検討結果を案件毎に明示する。

2. 案件の契約段階

- イ. 担当部は、採択案件の提案者（提案企業）に対し、案件の環境社会影響の程度に応じた環境社会配慮調査項目も含む、調査の実施計画書の提出を求める。
- ロ. 担当部は、提出された実施計画書が当該案件に相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを、本ガイドライン別紙2「調査報告における環境社会配慮に関する項目の記述要領」に基づき確認した上で、案件の委託契約を締結する。
- ハ. 環境審査担当は、実施計画書が相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることの確認に協力し、必要な助言を与える。

3. 調査の実施段階

- イ. 調査の実施者（実施企業）は、必要に応じ環境社会配慮を専門とする者も派遣し、現地調査を実施する。環境社会配慮調査の具体的項目としては、まず 相手国政府の環境影響評価制度の内容確認、この段階で想定可能な案件立地点の自然、社会環境、等に関する情報の収集であり、本ガイドライン別紙2に基づき個別案件毎に行う。そして、必要な案件については、当該案件が事業化される際に、環境社会配慮が適切に行われるために必要と現時点で想定される調査項目の洗い出しを行う。
- ロ. 上記調査項目の洗い出しに当たっては、一般に公表されている国際協力銀行「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「(セクター別)環境チェックリスト」を参考とする。
- ハ. 調査の実施者(実施企業)は、可能な範囲内で提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を実施し、その結果を報告書に記述する。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。
- ニ. 調査の実施者(実施企業)は、提案プロジェクトの必要性・重要性を明らかにするために、プロジェクトを実施した場合の効果、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる異なる選択肢との比較検討等を可能な範囲で行い、その結果を報告書に記述する。
- ホ. 担当部は、中間報告時等において、本ガイドライン別紙2に基づき調査項目をチェックし、調査が当該案件に相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを確認する。
- ヘ. 環境審査担当は調査項目のチェック及び相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることの確認に協力し、必要な助言を与える。

4. 調査報告書の精査段階

- イ. 担当部は、提出された報告書を精査するにあたり、本ガイドライン別紙2に基づき、

- 調査が相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを確認する。
- ロ．環境審査担当は担当部の確認作業に協力し、必要な助言を与える。

5．調査報告書の公開

- イ．原則、和文報告書を国会図書館およびジェットロビジネスライブラリーに配架する。
原則、同報告書の要約をジェットロホームページに掲載する。